大学共同利用機関法人自然科学研究機構安全保障輸出管理規程

平成18年3月30日 自機規程第64号

(目的)

- 第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構(以下「機構」という。)の安全保障輸出管理(以下「輸出管理」という。)の基本方針を定め、適切な管理体制を構築整備することにより、輸出管理の確実な実施を図り、もって国際的な平和及び安全の維持の観点から我が国の研究機関として国際的責任を果たすことを目的とする。 (適用範囲)
- 第2条 この規程は、機構が行うすべての技術の提供及び貨物の輸出に関する業務に適用 する。

(定義)

- 第3条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。
 - 一 「関係法令」とは、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)及び これに基づく輸出管理関連の政令、省令、通達等をいう。
 - 二 「居住者」とは、外国為替法令の解釈及び運用について(蔵国第4672号昭和 55年11月29日)6-1-5, 6(居住性の判定基準)に従い、居住者として 取り扱うこととされる自然人及び法人をいう。
 - 三 「非居住者」とは、居住者以外の自然人及び法人をいう。
 - 四 「特定類型該当者」とは、外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令(昭和55年政令第260号)第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について(4貿局第492号)1(3)サ①から③までに掲げる者(自然人である居住者に限る。)をいう。
 - 五 「技術の提供」とは、次に掲げるものをいう。
 - (イ) 非居住者若しくは特定類型該当者への技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者へ再提供されることが明らかな居住者への技術の提供。
 - (ロ) 外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又はこれらを目的とした国内における技術の提供。
 - 六 「貨物の輸出」とは、外国に向けて貨物を送付すること又は外国へ送付されることが明らかな貨物の国内取引をいう。
 - 七 「機関」とは、国立大学法人法(平成15年法律第112号)に基づき、機構が 設置する大学共同利用機関をいう。
 - 八 「需要者等」とは、技術を提供しようとする相手方若しくは利用する者又は貨物

- の輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人をいう。
- 九 「リスト規制技術」とは、外国為替令別表の1から15までの項の中欄に掲げる 技術をいう。
- 十 「リスト規制貨物」とは、輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)別表第 1の1から15までの項の中欄に掲げる貨物をいう。
- 十一 「大量破壊兵器等」とは、核兵器、化学兵器、生物兵器又はこれらを運搬する ためのミサイルをいう。
- 十二 「通常兵器」とは、輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物(大量破壊兵器等に該当するものを除く。)をいう。
- 十三 「開発等」とは、開発、製造、使用又は貯蔵をいう。

(基本方針)

- 第4条 機構の輸出管理の基本方針は、次のとおりとする。
 - 一 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあると判断される技術の提供及び 貨物の輸出は、行わない。
 - 二 技術の提供又は貨物の輸出について関係法令を遵守し、経済産業大臣の許可を受けなければならない場合は、責任を持って当該許可を取得する。
 - 三 輸出管理を確実に実施するため、輸出管理体制を適切に整備する。

(輸出管理最高責任者)

- 第5条 前条に規定する基本方針に基づき,安全保障輸出管理関連業務を適正かつ円滑に 実施するため,輸出管理最高責任者を置き,機構長をもって充てる。
- 2 この規程の改廃は、輸出管理最高責任者が行う。

(輸出管理統括責任者)

- 第6条 輸出管理最高責任者は、安全保障輸出管理業務を統括する輸出管理統括責任者を 指名し、理事又は副機構長をもって充てる。
- 2 輸出管理統括責任者の業務は、次のとおりとする。
 - 一 輸出管理の基本方針及び基本施策の決定並びに周知
 - 二 その他機構の輸出管理の重要事項に関する決定
 - 三輪出管理事務部署の業務の統括

(輸出管理事務部署)

- 第7条 機構に、輸出管理事務部署を置き、当該部署は事務局企画連携課とする。
- 2 輸出管理事務部署の業務は、次のとおりとする。
 - 一 機構内の輸出管理業務の統括
 - 二 輸出管理の基本方針及び基本施策の企画立案
 - 三 この規程の改廃の立案
 - 四 この規程に基づく要領,通達等の案の作成

- 五 輸出管理の重要事項に関する輸出管理統括責任者及び輸出管理最高責任者への伺い
- 六 輸出管理監査の実施
- 七 機構内の輸出管理教育の計画策定及び実施
- 八 法令改正等の連絡事項の周知徹底
- 九 特定類型該当者の把握
- 十 その他輸出管理業務に関すること。

(輸出管理責任者・輸出管理者)

- 第8条 機関に、輸出管理責任者を置き、機関の長をもって充てる。
- 2 輸出管理責任者の業務は、次のとおりとする。
 - 一 機関の輸出管理の統括
 - 二 機関における通知等の作成
 - 三 技術又は貨物の該非判定に係る確認
 - 四 第14条第1項による取引審査に係る承認
 - 五 機関の輸出管理教育
 - 六 輸出管理統括責任者からの指示・連絡事項の機関内への周知徹底
- 3 輸出管理責任者は、輸出管理者を指名し、輸出管理最高責任者に届け出るものとする。
- 4 輸出管理者は,輸出管理責任者の業務を補佐し,当該機関の輸出管理部署を統括する。 (輸出管理担当部署)
- 第9条 機関に,輸出管理担当部署を置く。
- 2 輸出管理担当部署の業務は、次のとおりとする。
 - ー 機関の輸出管理業務の統括
 - 二 技術又は貨物の該非判定に係る審査
 - 三 第14条第1項による取引審査に係る審査
 - 四 機関の輸出管理教育の実施
 - 五 法令改正等の連絡事項の周知徹底
 - 六 特定類型該当者の把握

(輸出管理連絡会)

- 第10条 機構に,機構の輸出管理に関する事項を審議するため,輸出管理連絡会(以下「連絡会」という。)を置く。
- 2 連絡会は、次の各号に掲げる委員で組織し、委員長は、輸出管理統括責任者をもって 充てる。
 - 一 輸出管理統括責任者
 - 二 輸出管理責任者
 - 三 輸出管理者

- 四 その他輸出管理統括責任者が必要と認めた者
- 3 委員長は、連絡会を招集し、その議長となる。
- 4 連絡会の庶務は、輸出管理事務部署において処理する。 (需要者等の確認)
- 第11条 技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする者は、需要者等の概要、事業内容、研究内容等に関して入手した情報により、当該技術又は貨物の需要者等について、以下の項目に該当するか否かを確認しなければならない。なお、リスト規制貨物等の需要者又は技術を利用する者の確認に必要な情報を当該需要者又は技術を利用する者以外の者から入手する場合には、当該情報の信頼性を高めるための手続を実施し、需要者又は技術を利用する者の確認を行う。
 - 一 提供ルート内関係者の所在・身元に不審な点がある。
 - 二 経済産業省作成の「外国ユーザーリスト」に記載されている。
 - 三 大量破壊兵器等の開発等を行う又は行ったことが入手した資料等に記載されている又はその情報がある。
 - 四 軍若しくは軍関係者又はこれらに類する機関,又はこれらの機関から委託を受け た者である。

(用途確認)

- 第12条 技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする者は、需要者等から入手した情報及び需要者等との打合せ資料、議事録等により、提供する技術又は輸出する貨物の用途について、以下の項目に該当するか否かを確認しなければならない。なお、リスト規制貨物等の用途の確認に必要な情報を貨物の需要者又は技術を利用する者以外の者から入手する場合には、当該情報の信頼性を高めるための手続を実施し、用途の確認を行う。
 - 一 リスト規制技術及びリスト規制貨物については、大量破壊兵器等の開発等に用いられる若しくは大量破壊兵器等の開発等以外の軍事用途に用いられる又はこれらの 疑いがある。
 - 二 外国為替令別表の16に掲げる技術及び輸出貿易管理令別表第1の16に掲げる 貨物については、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがある。 (該非判定)
- 第13条 技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする者は、当該技術又は貨物が、リスト 規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かの判定を行い、輸出管理者の確認を経 て、輸出管理責任者の最終確認を得なければならない。

(取引審査)

第14条 技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする者は、前3条に定める確認を得た上で、技術の提供若しくは貨物の輸出に関する決定又は契約を結ぶ前に、当該提供又は

輸出の可否につき、輸出管理者の確認を経て、輸出管理責任者の審査及び承認を求めなければならない。

- 2 輸出管理責任者は、前項により提出された書類の適否及び記載内容の確認を行う。
- 3 取引についての最終承認は、輸出管理責任者が行う。
- 4 輸出管理責任者は、承認を求められた取引について当該技術又は貨物が大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれ及びその他の輸出管理上の懸念があると判断される場合は、その取引について承認してはならない。
- 5 技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする者は、第3項の承認を得ることなく、提供 又は輸出を行ってはならない。
- 6 取引の承認を得た後、追加的に技術の提供又は貨物の輸出が発生した場合は、別途当該提供又は輸出の可否につき第1項により審査及び承認を求めるものとする。
- 7 外国為替令別表の16に掲げる技術及び輸出貿易管理令別表第1の16に掲げる貨物 を輸出貿易管理令別表第3に掲げる地域以外の仕向地に,技術の提供又は貨物の輸出 をする際には,客観要件に該当せず許可を要しない取引であっても,大量破壊兵器等 の開発等若しくはおそれ省令の別表に掲げる行為に使用されることを知った場合には, 経済産業省に報告する。

(許可等の申請)

- 第15条 経済産業大臣の役務取引許可を受けなければならない技術の提供又は輸出許可 を受けなければならない貨物の輸出がある場合は、当該許可の申請者は輸出管理最高 責任者とする。
- 2 当該技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする者は、輸出管理事務部署の指示に従い、 役務取引許可又は輸出許可の申請を依頼するための依頼書類を作成し、輸出管理責任 者へ提出を行うものとする。
- 3 当該技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする者は、役務取引許可又は輸出許可を得ることなく技術の提供又は貨物の輸出を行ってはならない。

(契約書等への明示)

第16条 技術の提供又は貨物の輸出を行う場合は、原則として契約書等の書面による約定の取り交わしを行わなければならない。これらの契約書等には、日本政府の許可を受けなければならない技術の提供又は貨物の輸出については、許可を取得するまでは発効しない旨又は許可を取得できないものは本契約の対象から除く旨並びに大量破壊兵器等の開発等に転用しないこと及び許可の条件を遵守することを明示し約定することを基本とする。

(技術の提供管理)

第17条 技術の提供を行おうとする者は、次に掲げる事項を最終確認した上で、提供を 行わなければならない。

- 一 第11条から第14条までの手続が終了し、内容に変更がないこと。
- 二 役務取引許可を受けなければならない技術の提供については,当該許可を得ていること。
- 2 技術の提供を行おうとする者は、前項の確認ができない場合は、当該技術の提供を行ってはならない。
- 3 前項に規定する場合において、技術の提供管理を行ったときは、輸出管理者の議を経 て、輸出管理責任者へ報告するものとする。

(貨物の出荷管理)

- 第18条 貨物の輸出を行おうとする者又は貨物の出荷の担当者は、次に掲げる事項を最 終確認した上で、輸出を行わなければならない。
 - 一 第11条から第14条までの手続が終了し、内容に変更がないこと。
 - 二 輸出許可を受けなければならない貨物の輸出については,当該許可を得ているこ と。
 - 三 出荷される貨物が、出荷書類の内容と同一のものであること。
- 2 貨物の輸出を行おうとする者又は貨物の出荷の担当者は、貨物の輸出通関に当たって 税関事故が発生した場合は、速やかに輸出管理責任者及び輸出管理事務部署に報告し なければならない。
- 3 輸出管理事務部署は,前項の税関事故の報告を受けた場合には,事実関係を把握し, 輸出通関停止の指示を含む適切な措置を講ずる。

(輸出管理監査)

- 第19条 輸出管理事務部署は、この規程の諸手続きが適正に実施されていることを確認 するため、技術の提供又は貨物の輸出を行った機関を対象に、輸出管理監査を実施す る。
- 2 監査は、書面又は実地監査の方法で、原則年1回実施するものとする。
- 3 輸出管理監査の実施の手続は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構内部監査規程 (平成18年自機規程第59号)の例による。

(教育)

- 第20条 輸出管理事務部署は、役員及び技術の提供又は貨物の輸出の業務に携わるすべての者を対象として、関係法令及びこの規程の遵守の重要性を周知徹底するために、計画的に教育を行う。
- 2 輸出管理責任者は,輸出管理事務部署と連携を図り,機関の輸出管理教育を行う。 (関連書類の管理)
- 第21条 技術の提供又は貨物の輸出に係る文書及び電磁的記録は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構文書管理規程(平成16年自機規程第50号)の定めるところにより、技術を提供した日又は貨物を輸出した日の属する年度の翌年度の初日から起算

して、7年間保存するものとする。

(報告)

- 第22条 関係法令若しくはこの規程に違反する事実又は違反のおそれがあることを知った者は、その旨を輸出管理責任者及び輸出管理事務部署に速やかに報告しなければならない。
- 2 輸出管理事務部署は、報告の内容について違反する事実又は違反のおそれの有無を調 査するとともに、必要な対応をとるものとする。
- 3 調査の結果,違反の事実又は違反のおそれがあることが判明した場合には,輸出管理 統括責任者は,輸出管理最高責任者にその旨を報告し,輸出管理最高責任者は,機構 内の関係機関に対応措置を指示するとともに,その再発防止のために必要な措置を講 じる。
- 4 関係法令に違反する事実又は違反のおそれがあることが判明した場合は、輸出管理最高責任者は、遅滞なく行政庁に報告する。

(罰則)

- 第23条 故意又は重大な過失によりこの規程に違反した役職員は、大学共同利用機関法 人自然科学研究機構職員懲戒規程(平成16年自機規程第40号)により厳正に処分 される。
- 2 故意又は重大な過失によりこの規程に違反した役職員以外の者は、その受入制度による契約等を解除され、更に、機構に損害を与えた場合又は関係法令に違反した場合は、 損害賠償請求又は告訴されることがある。

(補則)

第24条 この規程に定めるもののほか,輸出管理に関し必要な事項は,輸出管理最高責任者が別に定める。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年7月17日から施行する。

附即

この規程は、平成22年4月22日から施行する。

附則

この規程は、平成22年7月22日から施行する。

附則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附則

005-16 2025/10/09

- この規程は、令和元年9月26日から施行し、令和元年8月28日から適用する。 附 則
- この規程は、令和4年8月1日から施行し、令和4年5月1日から適用する。 附 則(令和7年10月7日改正)
- この規程は、令和7年10月9日から施行する。